

生徒心得

この心得は、名張高校そして名張高校生が地域社会に信頼される姿であるために定められたものである。また、進路実現に向けて受験等に自信を持って臨める生徒を育てるための心得である。品位ある名張高校生としての自覚のもとに、心身共に健全な生徒として最善を尽くそう。

また将来の進学・就職には基本的生活習慣が不可欠であるという観点から

- ①挨拶をする
- ②身だしなみを正す
- ③時間を守る

ことを大切にしている。以下のルールを守り、有意義な高校生活を送ろう。

1. 高校生活の心得

(1) 始業・終業時刻

始業は 8 時 50 分、終業は 15 時 40 分。最終下校時刻（19 時）までに下校すること。

最終下校時刻を越えて学校に残る場合は、担当教員に申し出ること。

(2) 考査

別記の規定を守ること（生徒手帳本冊 P 26 ページ）。

(3) 清掃

定められた清掃時間に必ず参加し、協力して行うこと。

(4) 部活動

①部活動への所属は、毎年度始めに所定の手続きにより登録を行う。また、年度途中の加入や変更する場合は、生徒会に担任・顧問を通じて行うものとする。

②部室には始業前及び放課後以外に立ち入らない。

③部活動の合宿及び宿泊は、保護者の同意書を提出の上、本校の教職員が引率責任者であること。

④長期休業中・土日祝日の登下校等の制服及び平日の部活動終了後の服装については、部指定の服装または学校指定の体操服でもよい。その際、汗・汚れ・臭いなどで周囲に迷惑をかけないようにすること。

(5) 所持品

○所持品には、年次・組・名前を明記すること。

○貴重品は常に身につけること。体育・実習等の時には各自のロッカーに施錠の上、保管すること。必要に応じて、担任・授業担当に保管を依頼すること。

○不要なもの（高額な金銭・ゲーム・凶器・ライター等）は学校へ持ってこないこと。

○生徒手帳を紛失した場合は、直ちに事務室で再交付を受けること。

(6) 立入禁止場所

遊技場やアルコールの提供を主とする飲食店など、高校生にとって好ましくないとされる場所に出入りしない。

(7) 外泊・外出

保護者に無断で外泊や外出をしないこと。また、22 時までに帰宅すること（青少年健全育成

条例違反になる)。

(8) アルバイト

アルバイトは届け出制とする。保護者と相談し、担任に申し出ること。なお、1年次は学校生活に慣れるため夏季休業開始時までは認めない。

(9) 飲酒・喫煙等

校内外を問わず、飲酒・喫煙等の禁止行為は絶対に行わない。

(10) 交通安全

交通法規を厳守し、事故発生を防止すること。自転車の2人乗りや並走、運転免許の無断取得、無免許運転は厳禁とする。3年次における自動車学校入校については説明会での指示に従うこと。自動二輪(原動機付き自転車も含む)の免許取得は原則禁止とし、鉄道・バス等の交通機関の利用が極めて困難等、特別な事情があると認められた場合に限り、協議の上、検討するので担任・生徒指導係に申し出ること。電動キックボードについては登下校及び校内での使用を禁止とする。

2. 諸願い・届け出

(1) 欠席・遅刻・早退

①欠席する場合は、始業前に保護者から学校に連絡をしてもらうこと。

②遅刻して登校した場合は、生徒指導室で所定の用紙にその理由を明記し、職員室で入室の許可を得て、教室へ入ること。

③早退する場合は、生徒指導室で所定の用紙にその理由を明記し、担任に申し出ること。

(2) 忌引

忌引の日数は、下記の通りである。

・父母 7日 ・祖父母 3日 ・兄弟姉妹 3日 ・伯叔父母 1日

(3) 公欠

生徒会・部活動等で学校を代表して会議・試合等に出場する場合には、前日までに担任・各教科担当に届け出ること。

(4) 次の場合は、生徒指導係への届け出を要する。

①自転車通学をするとき

登校に自転車を利用し、校内に駐輪する場合には生徒指導係で登録を受け、交付されたシール(有料)をつけて使用し、校内では所定の場所に施錠して置くこと。

②外出の必要が生じたとき

放課以前に外出の必要が生じた場合には、生徒手帳別冊に記入の上、担任及び生徒指導係に届けて、外出の許可を得ること。

③交通事故、盗難・紛失・拾得があったとき

④公共の施設・器物を破損してしまったとき

⑤校内でポスターや印刷物等を掲示・配布しようとするとき

⑥アルバイトをするとき

⑦異装の必要が生じたとき

⑧自動車学校に入校するとき

(5) 次の場合は教育支援部に届け出を要する。

①住所・名前の変更があるとき

3. 頭髪・服装規定

本校生徒の頭髪・服装については、次のことを原則とする。

○清潔・端正であること ○機能的であること

- (1) 必ず、本校規定の制服を正しく着用し、変形してはならない。
- (2) 本校指定のセーター・ベストを着用すること（市販のものは着用しない）。
- (3) 頭髪は常に端正・清潔に整える。パーマ・変形刈り・染色・脱色・エクステンション等をしてはならない。
- (4) 防寒着・防寒具（手袋・マフラー等）は、登下校時に着用し、華美でないものとする。
- (5) 化粧はしないこと。装飾品は身につけてこないこと。
- (6) 特別な事情で指定外の服装を着用しなければならない場合は、異装届を生徒指導係に提出して許可を得ること。
- (7) 靴下は、式典スタイル時及び頭髪服装指導時には黒・紺・白等の華美でないものを着用する。
- (8) 原則以外の適用範囲については、その都度、学校が基準を示すものとする。

式典スタイル

(スラックス型制服)



(スカート型制服)



4. 自動車学校入校規定

- (1) 自動車学校に入校を希望する生徒は、生徒指導係に必ず所定の書類を提出し、許可を受ける。
- (2) 自動車学校への通学時間は、正規の授業が終わってからとする。合宿を伴う短期間の自動車学校への入校はできない。

- (3) 自動車学校に通学する生徒は土日祝日も含め、制服で通学すること。
- (4) 定期考査発表日から考査が終了するまでの期間は、自動車学校での教習を禁止とする。
- (5) 高等学校卒業まで、自動車運転免許の受験・免許取得はできない。